

居宅介護支援費（Ⅱ）算定時の留意事項について

令和 6 年度介護報酬改定により、令和 6 年 4 月 1 日以降、「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」が「あり」の届出をしている事業所が「居宅介護支援費（Ⅱ）」を算定することができるようになりました。

※ケアプランデータ連携システムについてはインストールした日を基準として申請することが可能です。

★居宅介護支援費とは

居宅介護支援費は、利用者が適切な介護サービスを受けられるように、ケアマネジャーがケアプランを作成する等の支援に対して支払われる報酬で毎月算定します。

事業所全体での取扱件数に応じて、次の区分に分かれます。区分と要介護度により単位数が異なります。

▼居宅介護支援費の区分と単位数

		取扱件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 (Ⅰ)	(i)	45 件未満	1086 単位/月	1411 単位/月
	(ii)	45 件以上 60 件未満	544 単位/月	704 単位/月
	(iii)	60 件以上	326 単位/月	422 単位/月
居宅介護支援費 (Ⅱ)	(i)	50 件未満	1086 単位/月	1411 単位/月
	(ii)	50 件以上 60 件未満	527 単位/月	683 単位/月
	(iii)	60 件以上	316 単位/月	410 単位/月

★居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合の事務職員の要件について

- ①勤務形態は常勤でなくても可（非常勤でも可）
- ②事務所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる

★居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合、以下のチェックリストを参考ください！

- ☐ ケアプランデータ連携システム及び事務職員の配置がされているか
- ☐ 居宅介護支援費（Ⅰ）を算定する際の取扱件数を 50 件未満としているか
- ☐ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出したか

算定する場合は、電子申請で以下の2つの書類の提出が必要になります。
安城市役所 HP より書類をダウンロードすることができます。

ページ ID : 20226 とご入力すると
ページがでてきます

ページID: 20226 更新日: 2026年6月10日

加算に関する届出について

地域密着型サービス事業（介護予防含む）、居宅介護支援、介護予防支援と、介護予防・日常生活支援総合事業で様式が異なりますので注意してください。

各加算の必要書類については、下記各種届出様式の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出関係様式」のとおりです。

なお、本市では「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」について、届出がない場合は「基準型」とみなす取扱いとします。

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・ 総合事業以外 別紙3-2
- ・ 総合事業 別紙50

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和8年6月以降）

- ・ 居宅介護支援 別紙1-1
- ・ 介護予防支援 別紙1-2
- ・ 地域密着型（介護予防）サービス 別紙1-3
- ・ 総合事業 別紙1-4

(3) 別紙（必要な別紙は次の備考シートをご確認ください）

- ・ 居宅介護支援 備考（1）
- ・ 介護予防支援 備考（1-2）
- ・ 地域密着型（介護予防）サービス 備考（1-3）

別紙 3-2 と別紙 1-1 はこちらから
ダウンロードできます

各種届出様式

[介護給付費算定に係る体制等に関する届出関係様式\(令和8年6月1日から\) \(エクセル: 2,253KB\)](#)

お問い合わせ

福祉部高齢福祉課介護保険係

電話番号: 0566-71-2290 ファクス番号: 0566-74-6789

～書類の記入例～

1 別紙 3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届書

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書

<居宅介護支援事業者用【記入例】>

届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分			異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村記載
				1新規	2変更	3終了			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	地域密着型通所介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	療養通所介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	認知症対応型通所介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	小規模多機能型居宅介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	認知症対応型共同生活介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	地域密着型特定施設入居者生活介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	複合型サービス			☐	☐	☐			☐ 1 有
居宅介護支援	介護予防認知症対応型通所介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	介護予防小規模多機能型居宅介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	介護予防認知症対応型共同生活介護			☐	☐	☐			☐ 1 有
	居宅介護支援	☐	令和●年●月●日	☐	☐	☐	令和●年●月●日	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	
介護予防支援				☐	☐	☐			
地域密着型サービス事業所番号等									
指定を受けている市町村	安城市								
介護保険事業所番号	2 3 ●●●●●●●● (指定を受けている場合)								
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変更前				変更後				
	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制なし				ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制あり				
関係書類	別添のとおり								

2 別紙 1-1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (43:居宅介護支援)

(別紙 1-1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅介護支援) 【記入例】

事業所番号		2 3 ●●●●●					
提供サービス	人員配置区分	その他の該当する体制等				LIFEへの登録	
各サービス共通	地域区分	☐ 1 1級地	☐ 6 2級地	☐ 7 3級地	☐ 2 4級地	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
		☐ 3 5級地	☐ 4 6級地	☐ 9 7級地	☐ 5 その他		
		ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	☐ 1 なし	☒ 2 あり			
		特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	☐ 1 非該当	☐ 2 該当			
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	☐ 1 非該当	☐ 2 該当			
		特定事業所集減算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		特定事業所加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ	☐ 4 加算Ⅲ	☐ 5 加算A
		特定事業所医療介護連携加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		ターミナルケアマネジメント加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり					

参考

●ケアプランデータ連携システムについて

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部（予定・実績）をデータ連携するシステムです。

サービス提供票や居宅サービス計画書等、FAXや郵送などでやりとりしていた書類がシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担の軽減が期待できます。実施主体は、公益社団法人 国民健康保険中央会です。